

所定疾患施設療養費算定状況

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設内での対応について、以下のような条件を満たした場合に評価されることになりました。

◇所定疾患施設療養費について◇

- ① 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであって1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹
 - ・蜂窩織炎
 - ・慢性心不全の増悪
- ④ 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

介護老人保健施設 明けの星 令和6年度 算定状況

診断名/年月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数		10	6	8	2	2	7	2	3	2	5	10
	治療日数		71	29	52	20	14	61	15	12	15	38	95
尿路感染症	人数		2		2		4	4	1	2	4	3	1
	治療日数		16		16		32	22	9	9	19	22	10
带状疱疹	人数					1							1
	治療日数					4							9
蜂窩織炎	人数	2											
	治療日数	13											
慢性心不全 の増悪	人数						1						
	治療日数						4						